

パブリック・コメント制度の流れ(広報・ホームページ掲載資料)

町が計画や条例等の案を作成します

- ・基本的な政策(基本方針、基本計画等)
- ・条例の制定・改廃



案を町民の皆さんに公表します

公表する案の内容	公表方法	町民等の定義
<ul style="list-style-type: none"> ・案 ・案作成の趣旨、目的、背景 ・案の概要 ・実施機関の案に対する考え方 ・その他必要な参考資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報みぶ ・町ホームページ ・指定場所での閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住んでいる人 ・町内に通勤、通学している人 ・町内に事務所、事業所を有する人 ・案の利害関係者



意見等の提出(公表した日から30日以上の間を設けます)

提出方法	提出者
<ul style="list-style-type: none"> ・所管課等への持参 ・郵送 ・電子メール ・ファクシミリ 	<ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・氏名又は団体名 ・電話番号を明記



提出された意見等の取扱

<ul style="list-style-type: none"> ・案に反映できる意見 =意見に基づき案を修正し公表	<ul style="list-style-type: none"> ・案に反映できない意見 =反映できない理由を明示し公表
---	---



最終的な意思決定を行い、案を公表

<ul style="list-style-type: none"> ・最終案 ・検討結果(提出された意見とともに、それに対する町の考え方を公表) 		議会の議決を要するもの 議会へ提案・議決
---	--	-------------------------



施行・政策決定